

練馬区この1年

平成31年4月～令和2年3月



世界都市農業サミットでの意見交換会

31年4月

1日 ひとり親家庭のための弁護士による法律相談・専門相談員による出張相談を開始

ひとり親家庭総合相談窓口にて弁護士を配置し、離婚前後に関することや養育費についての法律相談を開始した。また、ひとり親家庭の自宅に専門相談員が訪問し、支援制度の案内等を行う出張相談を開始した。

1日 クレジットカードや電子マネーで住民税・軽自動車税種別割が支払えるサービスを開始

スマートフォンのアプリを利用して、特別区民税・都民税（住民税）の普通徴収と軽自動車税種別割（軽自動車・二輪車の所有に対する税）が、クレジットカードや電子マネーで納付できるサービスを開始した。

1日 練馬総合運動場公園がリニューアルオープン 写真①

公認陸上競技場を備えた公園として練馬総合運動場公園がリニューアルオープンした。前日のオープニングフェスティバルでは、北京オリンピック400メートルリレー銀メダリストの朝原宣治さんらアスリートを招いて、陸上競技とラグビーのイベントを行った。

21日 第19回区議会議員（定数50人）選挙

任期満了に伴い、第19回区議会議員選挙を行った。任期は元年5月30日から4年。

4月 練馬区みどりの総合計画策定

区のみどりに関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、「練馬区みどりの総合計画」を策定した。本計画では、みどりに関する30年後の目標と、今後10年間の施策を明らかにしている。



↑ ① 朝原宣治さんと子どもたちによる「陸上トラック走り初め」



↑ ② カップルの新たな門出を祝う記念写真撮影スポット



↑ ③ 高齢者見守りネットワーク事業協定

令和元年5月

1日 令和改元日に婚姻届専用の臨時窓口と記念写真撮影スポットを設置 写真②

改元当日となる5月1日に、婚姻届専用の臨時窓口を開設した。また、臨時窓口を訪れたカップルの新たな門出を祝うため、記念写真撮影スポットも設置した。

24日 みずほ銀行等と高齢者の見守りに関する事業連携協定を締結 写真③

みずほ銀行、みずほ信託銀行およびみずほ証券の区内8支店と「高齢者見守りネットワーク事業協定」を締結した。この協定は従業員が支援の必要な認知症高齢者等を発見した際に、地域包括支援センターへ連絡し、緊急性があると判断した場合は、警察・消防へ通報するというもの。

6月

3日 住まい確保支援事業を開始

年齢や身体状況などを理由に賃貸アパートへの入居を断られやすい高齢者等を対象に、物件情報を提供する「住まい確保支援事業」を開始した。

3日 都児童相談センターと子ども家庭支援センターがテレビ会議を導入

都と区の連携強化の一環として、子ども家庭支援センターと都児童相談センターをつなぐテレビ会議システムを導入した。本システムの導入は、都内自治体では初めての取組。

13日 第71代議長に上野ひろみ氏、第73代副議長に宮原よしひこ氏が就任

第二回区議会定例会で、新議長に上野ひろみ氏（自民党）、新副議長に宮原よしひこ氏（公明党）が選出された。

18日 「練馬こどもカフェ」をタリーズコーヒー大泉学園店で初開催 **写真④**

在宅で子育てをする世帯を対象に、子どもが学び、遊ぶ機会や、保護者が交流したりリラックスできる環境を提供する「練馬こどもカフェ」事業を開始した。民間カフェ事業者と協働し、店舗を活用する取組は全国初。

28日 第2次みどりの風吹くまちビジョンアクションプラン〔年度別取組計画〕を策定

「第2次みどりの風吹くまちビジョン基本計画およびアクションプラン（戦略計画）」の策定を受けて、3か年の具体的な取組と事業費を明らかにする「年度別取組計画」を策定した。

7月

4日 「街かどケアカフェ」をコンビニエンスストア・薬局でも開始 **写真⑤**

高齢者や地域の人が気軽に立ち寄り、お茶を飲みながら介護予防について学んだり健康について相談できる集いの場である「街かどケアカフェ」を、新たにコンビニエンスストア、薬局でも開始した。



↑ ④ 練馬こどもカフェ



↑ ⑤ コンビニエンスストアで実施された街かどケアカフェ

10日 区と株式会社テクノプロ・スマイル、社会福祉法人練馬区社会福祉協議会が「協働ネットワークによる障害者雇用促進に関する協定」を締結

障害者雇用を促進するための環境づくりに取り組むことを目的に、特例子会社である(株)テクノプロ・スマイル、(福)練馬区社会福祉協議会と「協働ネットワークによる障害者雇用促進に関する協定」を締結した。

11日 振込詐欺撃退のため自動通話録音機貸与の事前受付開始

振込詐欺被害の減少を図るため、区内に住む65歳以上の人のみの世帯を対象に、自動通話録音機を無償で貸出すための事前受付を開始した。

23日 主任ケアマネジャーによる地域同行型研修を開始 **写真⑥**

経験年数が3年以内のケアマネジャーを対象に、主任ケアマネジャーの資格を持つ者が、マンツーマンで業務に同行し、必要な指導・助言を行う地域同行型研修を開始した。事業所の枠組みを超えて行うところが特徴的で、都内で唯一の取組。

24日 澤穂希さんらを招いて親子サッカー体験教室開催 **写真⑦**

東京2020大会の機運醸成を目的に、サッカー日本女子代表で活躍した澤穂希さんのほか、日テレ・東京ヴェルディベレーザの岩清水梓選手、有吉佐織選手、清水梨紗選手、長谷川唯選手をゲストに迎え、練馬総合運動場公園で親子サッカー体験教室を開催した。



↑ ⑥ 主任ケアマネジャーが同行して指導・助言を行う地域同行型研修



↑ ⑦ 親子サッカー体験教室

8月

3日 夏休み親子パラリンピック競技体験会を開催

写真⑧

小学校3～6年生の児童とその保護者を対象に、親子でパラリンピック競技を体験し、競技への理解を深めるとともに、東京2020大会に向けた更なる機運醸成を図った。

9月

1日 シニア職場体験事業開始

高齢者が永年培ってきた技能や知識・経験を活かして働けるよう、就職の機会を拡大するシニア職場体験事業をハローワークと連携して開始した。

7日 順天堂練馬病院と連携し、がん啓発事業を実施 「がんを知る」「がんと生きる」をテーマに、順天堂練馬病院と連携し、出張講座&交流会を実施した。

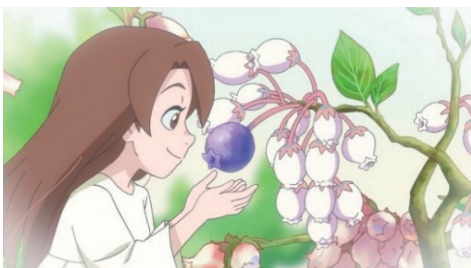
12日 台風15号で停電中の南房総市へ区から支援物資を提供

台風15号の影響で市内ほぼ全域が停電している千葉県南房総市に、ペットボトル水、乳児用粉ミルクおよび紙おむつを支援物資として送った。

同市内には、練馬区立岩井少年自然の家（呼称「ベルデ岩井」）があり、小・中学校の移動教室や臨海学校等の学校事業で利用されている他、一般保養の区民も利用していることから、区から同市へ支援の申し出を行った。



↑ ⑧ 夏休み親子パラリンピック競技体験会



↑ ⑨ 世界都市農業サミット PR アニメ「まちなかの農」のワンシーン

27日 世界都市農業サミット PR アニメ公開 写真⑨

世界都市農業サミットをアピールする短編アニメを制作した。アニメは、主人公が区内の農地をめぐり、都市・農・食が融合する「練馬の農」の魅力を表現している。

28日 ラグビーワールドカップ2019日本代表戦の パブリックビューイング開催 写真⑩

石神井区民交流センターでラグビーワールドカップ2019日本大会のアイランド戦のパブリックビューイングを開催した。10月5日には、ココネリでサモア戦、20日には練馬文化センターで南アフリカ戦のパブリックビューイングを開催した。

10月

1日 練馬区プレミアム付商品券「ねり丸お買物券」 の販売開始 写真⑪

消費税率が8%から10%に引き上げられたのに合わせて、住民税非課税者・子育て世帯を対象に区内2,000店舗以上で利用することができる「ねり丸お買物券」の販売を開始した。身近な場所で購入できるように、都内では最多となる102か所の販売窓口を用意した。

1日 幼児教育・保育の無償化を開始

認可保育所、幼稚園、認定こども園などを利用する3歳から5歳までの全ての子どもと、0歳から2歳までの住民税非課税世帯で、保育の必要性のある子どもの利用料の無償化を開始した。

9日 練馬区と富士通(株)が住民税業務へのAI導入に 向けた共同実証を開始

現在、職員が手作業で行っている課税資料の確認や修正作業をAIに学習させ、修正内容の提案や処理不要判定を担わせることで、作業の効率化を図るとともに、ベテラン職員の知見を組織で共有し、問合せ対応などの区民サービスの更なる向上を目指す。全国の自治体では初めての取組。



↑ ⑩ 石神井区民交流センターで行われたパブリックビューイング



↑ ⑪ 「ねり丸お買物券」取扱店舗のステッカー

11月 ねりコレ 2020 区民投票を初めて開始 写真⑫

ねりま観光センターは、ねりコレ（ねりまのオススメ商品コレクション）エントリー商品の区民投票を開始した。区民投票は観光センターのホームページ上で行うウェブ投票と、練馬まつり等で行うイベント投票により実施した。区民投票を行うのは、本事業では初めて。

23日 はつらつシニア活躍応援塾事業開始

高齢者がこれまでに得た知識や技術を効果的に教える手法を学ぶ「はつらつシニア活躍応援塾事業」を開始した。

11月

29日 世界都市農業サミット開催 写真⑬⑭⑮

都市農業が持つ魅力や可能性を世界に発信するため、都市農業について積極的な取組を行っている海外の5都市を招き、「世界都市農業サミット」を開催した。サミットでは、国際会議（分科会・シンポジウム）の開催にあわせて「世界都市農業サミット記念コンサート World JAZZ」、「練馬大根引っこ抜き競技大会」、「ねりマルシェ」および「ねりまワールドフェスティバル」を開催した。最終日の12月1日には「世界都市農業サミット宣言」を発表した。サミット宣言では、農のある都市で暮らすことに誇りを持ち、持続可能で豊かな都市生活を送るために、都市農業の意義と可能性を確認し、3つの内容を宣言した。

1. “都市農業”は、いのちを育む

都市農業は、農産物の生産によって、都市に暮らす人間のいのちの糧を提供している。また、気候変動の緩和・適応のための重要な手段となりうる。それだけでなく、都市の持続可能性を高め、多くの生き物のいのちを育てている。

2. “都市農業”は、歴史と文化を育む

都市農業は、人と人とのつながり、そして、人と自然とのつながりを創り出す。そのつながりをもとに、都市の人びとは、歴史と文化を継承、創造し、発展させている。

3. “都市農業”は、公正で開かれた社会を育む

都市農業は、誰もが等しく農に触れ、耕し、農の恵みを楽しむ場となりうる。それは、社会的課題を解決し、公正で開かれた社会を創り出す。

↑ ⑬ 世界都市農業サミット宣言文

12月

4日 区が利用する民間データセンターの機器故障で区の20システムに障害が発生

利用している民間データセンターの機器故障により、区の20システムに障害が発生した。

12日 みどりの葉っぱい基金に3つのプロジェクトがスタート

みどりの保全と回復を目的とする「練馬みどりの葉っぱい基金」をリニューアルし、「ローズガーデンプロジェクト」、「中里郷土の森プロジェクト」および「区民の森プロジェクト」の3つの具体的なプロジェクトから寄付者が応援したい事業を選べるようにした。

27日 都が『未来の東京』戦略ビジョンで大江戸線の延伸を位置付け

都は、都政全体の構想である『未来の東京』戦略ビジョンの中で、大江戸線の延伸について、「関係者と事業化について協議・調整を進める」と位置付けた。

令和2年1月

4日 順天堂大学練馬病院の外来棟が完成し、外来診療開始

順天堂大学練馬病院の外来棟（3号館）が令和元年12月24日に完成し、診察室の増加、待合室の拡張など外来診療の環境がより充実した。



↑ ⑫ ねりコレ 2020 のロゴ



↑ ⑭ ねりマルシェ



↑ ⑮ 世界都市農業サミット記念第13回練馬大根引っこ抜き競技大会

4日 窓口情報提供システムを導入

インターネットで窓口の混雑情報や自分の受付状況をリアルタイムで確認できる「窓口情報提供システム」を練馬区民事務所のほか15か所の窓口を導入し、計17か所に拡大した。

15日 都市農地保全推進自治体協議会が都市農地の重要性を訴えて農水省に要望書を提出 写真⑩

協議会の会長である前川耀男会長（練馬区長）は、農林水産省の河野義博農林水産大臣政務官を訪問し、相続税納税猶予制度の拡大、基礎自治体の農地買取に係る財政支援、および就農希望者や農地を拡大したい農業者への財政支援について要望した。

25日 つながるカレッジねりま公開プレ講座実施

写真⑪

ハンマー投げでオリンピック4大会連続日本代表の室伏重信さんを招き「始めるに遅すぎることはない」と題した基調講演のほか、地域活動団体の事例紹介や福祉・防災・農・みどり・環境の5つの学習分野を紹介した。

2月

3月

1日 新たな「防災の手引」と「水害ハザードマップ」を全世帯に配布

防災の手引の全面改定にともない、大雨の時に浸水が予想される区域や避難所がわかる水害ハザードマップと併せて、区内の全世帯に配布した。



↑ ⑩ 前川耀男会長（練馬区長）と河野義博農林水産大臣政務官



↑ ⑪ 室伏重信さんによる基調講演

2日 「練馬区資源・ごみ分別アプリ」配信開始

写真⑫

資源・ごみの分け方や出し方を簡単に調べることができるスマートフォン用アプリ「練馬区資源・ごみ分別アプリ」の配信を開始した。

2日 練馬区が第1回上手な医療のかかり方アワードチラシ部門特別賞（厚生労働省医政局長賞）を受賞 写真⑬

医師会、歯科医師会および薬剤師会と協力して令和元年10月に発行したミニガイドが、厚生労働省「上手な医療のかかり方プロジェクト」の主催する『第1回上手な医療のかかり方アワード』において、厚生労働省医政局長賞（チラシ部門特別賞）を受賞した。

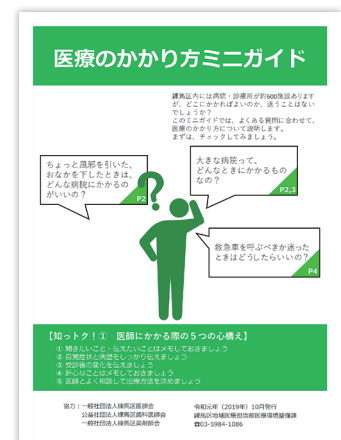
24日 地域医療振興協会と「地域コジェネレーションシステム整備に関する協定」を締結

区の避難拠点であり、医療救護所でもある光が丘秋の陽小学校体育館が災害時に停電した際、練馬光が丘病院（災害拠点病院）から電力を供給するため、同病院を運営する（公社）地域医療振興協会と協定を締結した。

「令和2年1月～3月までの新型コロナウイルス感染症に対する区の対応」については次の頁のとおり



← ⑫ 「練馬区資源・ごみ分別アプリ」の起動画面



↑ ⑬ 厚生労働省医政局長賞を受賞した医療のかかり方ミニガイド

令和2年1月～3月までの 新型コロナウイルス感染症に対する区の対応

令和2年1月

30日 新型コロナウイルス感染症を踏まえ、健康危機管理対策本部を設置

新型コロナウイルス感染拡大防止と区民の不安解消のため、健康危機管理対策本部を設置した。

2月

4日 練馬区コールセンターを開設

区民の不安解消や医療機関からの問い合わせに応じるため、コールセンターを開設した。

26日 区長を本部長とする危機管理対策本部を設置し、区主催イベント等に関する対応方針を決定

国内において感染者が散発的に発生し、感染拡大の可能性があることから、2月25日、国は新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を決定、26日、都は新型コロナウイルス感染症に関する集中的取組を示した。これを受け、区として全庁的な対応が必要となることから、区長を本部長とする練馬区危機管理対策本部を設置し、3月末までの区が主催するイベント等に関して、以下の対応方針を決定した。

〔対応方針〕

- ・屋内イベントは、食事を提供するもの、不特定多数の人が集まる大規模なイベント（概ね100人以上が一堂に集まるもの）は原則として延期または中止する。
- ・屋内での大規模なイベントであっても、実施する必要があるものは、できる限りの感染予防対策を講じたうえで実施する。事業によっては、式典を簡素化するなど内容を工夫する。
- ・屋外イベントも、食事を提供するもの、特に大規模なもの（概ね1,000人以上が一か所に集まるもの）は原則として延期または中止する。
- ・その他のイベントについては、事業ごとに感染リスクの評価を行い判断する。そのうえで開催する場合は、できる限りの感染予防対策を講じる。

28日 区立小・中学校で、3月2日から春季休業まで臨時休業の実施を決定

国が設置した新型コロナウイルス感染症対策本

部の要請に基づき、以下の対応方針を決定した。

〔対応方針〕

- ・区立小・中学校は、3月2日から春季休業まで臨時休業を実施する。
- ・子どもの居場所確保および社会経済活動を考慮し、学童クラブおよび児童館は、感染防止対策を講じた上で、春休みと同様の体制で開室（館）する。
- ・区立幼稚園、保育所等保育施設、および練馬こども園は感染防止対策を講じた上で開所（園）する。

3月

11日 新型コロナウイルス感染症対応特別貸付の実施事業活動に影響を受けている区内中小事業者を支援するため、「新型コロナウイルス感染症対応特別貸付」を実施した。

利子の一部と信用保証料の全額を区が負担することで、中小事業者を支援する。

23日 4月以降の区主催イベント・事業等に関する対応方針を決定

3月19日に公表された政府専門家会議の提言および20日に示された国の方針を踏まえ、4月末日までの区主催イベント・事業等に関して、以下の対応方針を決定した。

〔対応方針〕

- ・区民の命と健康を守ることを第一に対応し、合わせて、社会・経済への影響を最小限とするよう努める。
- ・全てのイベント・事業等について、専門家会議から示された3つの要素を基準にリスク評価を行い、その結果、リスクへの対応が整わないものは延期または中止する。感染リスクを低減させることが可能で、かつ実施の必要性が高いものは順次開催する。その際は、手洗いや咳エチケットなど基本的な感染症対策の徹底に加え、専門家会議で示された「多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例」を十分参考にする。
- ・高齢者や基礎疾患を有する人など、重症化のリスクが高いとされる人を対象とするイベント・事業等は、より一層慎重に対応する。

27日 新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を決定

新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大を受け、3月26日、国と都はそれぞれ、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部を設置した。これを踏まえ、区の基本的な考え方と具体的な対応策を明記した「新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針」を以下のとおり決定した。

〔方針〕

- ・区民の命と健康を守ることを第一に対応し、合わせて、社会・経済への影響を最小限とするよう努める。
- ・感染リスクが高まる3つの要素が重ならないよう対策を徹底する。
- ・区内の患者発生に関する情報を個人情報保護に配慮したうえで公表する。

〔対応策〕

- ・新学期を迎える学校については、4月から再開する。
- ・保育所・学童クラブ等は4月以降も運営を継続する。
- ・区主催事業については、4月中は原則、延期または中止する。
- ・美術館・図書館等について、4月12日までの土日は休館とする。
- ・区立施設の貸出についても、4月12日までの土日の利用の自粛を呼びかける。
- ・区民へのお願いとして、不要不急の外出およびイベント等への参加を可能な限り控えるよう呼びかける。

なお、30日に、区立施設の貸出しについては、「土日の利用自粛」から「土日の利用休止」へと対応策の一部を見直した。

合わせて、区ホームページ・SNSおよび安全・安心パトロールカーで、感染リスクが高まる3つの要素を避ける行動、不要不急の外出を控えるよう呼びかけた。